



30吉総第437号
平成30年12月18日

吉野川市監査委員 阿部 徳男 様
吉野川市監査委員 細井 英輔 様

吉野川市長 川 真田 哲哉



平成30年度定期監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について（通知）

平成30年11月26日付け吉監査第72号で提出のありました件について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

平成30年度定期監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について

部署名	指摘事項	措置の内容
子育て支援課	<p>児童クラブのあり方について、各クラブの実態を分析し、改善すべき事項を検討された。</p>	<p>◎実態と分析</p> <p>現在、管内で14箇所の放課後児童クラブが運営されていますが、利用料をはじめ、開所日数や開所時間をはじめ、受け入れ人数や利用施設の状況、また、クラブの行事やおやつの内容といった点において、それぞれのクラブの判断に任せています。</p> <p>しかし、これは運営団体やクラブの開設時期が違っていることや、それぞれのクラブが運営を続ける中で、保護者の意見や地域の事情を取り入れながら改善を重ね今日に至っており、保護者会や運営委員会でも承認を受けて決定をされたものです。</p> <p>当課としては、補助金を交付し、運営を管理監督、また指導助言していく立場ではありますが、運営基準内で運用されている事項については、クラブの意向を尊重していきたいと考えています。</p> <p>◎改善すべき事項と今後の措置について</p> <p>運営等に関する事で、すぐに改善の見込めることや軽微なものについては、口頭による指導を実施しました。各クラブの運営方針や代表者等の地盤構成が異なる中、改善や統一が必要なものにつきましては徐々に推し進めて参ります。</p> <p>なお、現在の改善状況は次のとおりです。</p> <p>○既に改善をしたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度待機児童の解消 ・補助金申請に関する添付書類の統一 <p>○改善中の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望のあったクラブの開所時間の延長 <p>○今後、可能な範囲で統一を図りたい事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブの利用料金 ・防犯、防災対策マニュアル
商工観光課	<p>随意契約の締結にあたっては、該当する規定や事務手続を確認するなど、改善に努められた。</p>	<p>随意契約締結に当たっては、これまでも規定や事務手続を遵守してきましたが、随意契約締結を立案する際には対応する法令規則等の条文条項等を明記し、確認済みのチェック（赤ペン）印を行うことにより、さらなる確認の徹底に努めます。</p>
選挙管理委員会	<p>消耗品の購入にあたっては、必要に応じ、計画的に</p>	<p>選挙事務の消耗品については購入の必要性を十分検討した上で計画的な支出に努めます。</p>

	進められたい。	
生涯学習課	随意契約の締結にあたっては、適正な手順で事務を進められたい。	随意契約の締結に当たっては、自治法・令、財務規則等にのっとり、予定価格作成、見積書徴収、契約書作成、検査調書作成等を適正に行っていきます。
人権課	未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。	このことについては、毎回指摘を受けており、なかなか困難な状況ではありますが、改めて債務者の生活状況及び貸付状況等を精査し、債務内容によっては顧問弁護士に相談しながら、債権回収に向けて取り組みます。 また、現在行っている戸別訪問や集金も継続して行い、償還者に対して償還額の見直しも行い、未収金の回収に取り組みます。 なお、債務者の貸付時点からの記録を個々に整理を行っており、行方不明者等の追跡調査、相続人、保証人及びその相続人等の調査を現在行っています。
学校教育課	経済性や効率性を考慮して、需用費や役務費などの支出事務の進め方について見直されたい。	従前から、小学校全体でまとめて購入・発注等しているものはありますが、今回の指摘を受け、ピアノの調律について来年度からは小学校だけでなく中学校も含めて一括発注することとします。これにより中学校分の調律手数料も安価になると考えています。 今後、需用費や役務費などの支出については、これまでどおり学校予算の自主性を尊重した上で、事例ごとに可能なものから購入・発注方法などの事務手続を見直していく予定です。
介護保険課	未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。	第7期介護保険計画の策定により第1号被保険者の保険料が増額となった中ではありますが、介護保険制度を継続性のある制度として維持していく為の財源である保険料の確保は重要な要件であると考えます。 保険料未納者に対しては、 ・督促状や催告書において納付を促すと共に、保険料の口座振替を奨励する。 ・単身で歩行困難などの要因で納付が困難な者に対しては積極的に訪問集金の対応を図るよう努める。 ・保険料が高額になり、納期どおりの納付ができない者に対しては、分納による納付を勧める。 など、完納に向けた柔軟な対応を図っていきます。 また、介護認定申請を受理する段階で、納入状況のチェックを行い、未納者であれば給付制限について説明し、滞納額の納付及び今後の納付について分納等の約束を必須条件として、完納させることを徹底します。

		<p>未収金については、保険料全体の約9%を占める普通徴収（年金が年間18万円以下又は特別徴収（年金天引き）ができない者）において発生しており、生活困窮者も多く含まれますが、特別徴収できていない者の中には、支払能力はあるが何らかの理由により普通徴収に切り替わった者、また、65歳に到達した新規被保険者が特別徴収に切り替わる前段で気がつかず未収となっている場合が見受けられるので、電話や訪問等で納入を促すなど、引き続き対応を図って参ります。</p>
<p>社会福祉課</p>	<p>未収金については、新たな発生の抑制に努めるとともに、回収に向けて実効性のある取組を図られたい。</p>	<p>未収金（生活保護費返納金）のある世帯について、次のとおり措置を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護受給世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問等により生活状況を把握した上で、最低生活を損なわない範囲での納付指導 ・債権管理台帳の活用による当該世帯の返納計画書の見直しと分納相談の実施 ・「収入申告書」の徴収を徹底し、必要に応じた調査や照会の実施 ・催告書の通知送付により納付（返納）意識の喚起 ○生活保護廃止世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・催告書の通知送付 ・転出先や生存・死亡状況確認と可能な範囲内での世帯状況・収入の調査 <p>【見解】</p> <p>生活保護費の不正・不適正受給は本市だけでなく、生活保護業務を実施する大半の福祉事務所等で増加傾向若しくは横ばい状況にあります。</p> <p>未収金の多くは、この不正・不適正受給の返納に係る未納分です。そのため、次に挙げる理由により回収は大変困難となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納金は、生活保護受給中であっても差し押さえや天引きなどの方法で強制的に徴収することは法律で禁止されていること。 ・担当ケースワーカーは現金の取扱い資格が与えられないため、未納者には自己納付による納付指導しかできない。 ・不正受給の対象となる未申告や過小申告の就労収入や遡及年金の受領等は、その翌年の課税調査で判明することが多く、返納金額の決定や納付書を作成した時点では、すでに金銭を消費していることが多い。

		<p>・死亡や転出により保護廃止となった世帯の返納金は、請求先が確定できない世帯もあり、就労収入や社会保障費の増加により自立廃止に至った廃止世帯であっても、返納金をすぐに完納あるいは精算できるといった収入に余裕のある世帯は少ない。</p> <p>この他にも回収が困難となる要因はあると考えられますが、今後も未収金の回収につきましては、効率的に成果があがる方法を模索していくとともに、不正・不適正受給の未然防止に重点を置き、各地区担当員の日ごろのケースワークにおいて、被保護者の生活状況の把握に努め、まずは不正受給となる温床を排除し、早期発見に努め不正が判明した場合は正確かつ迅速に対応することに重点をおいています。</p>
国保年金課	<p>随意契約の締結にあたっては、適正な手順で事務を進められたい。</p> <p>消耗品の購入にあたっては、必要に応じ、計画的に進められたい。</p>	<p>監査後の契約については、自治法・令、財務規則等にのっとり、予定価格作成、見積書徴収、契約書作成、検査調書作成等を適正に行っていきます。</p> <p>予算要求に基づき、真に必要なもののみを計画的に購入していくことを課内で徹底し、適正に行っていきます。</p>
防災対策課	<p>指名競争入札や随意契約に係る事務手続について、経済性や計画性の観点から改善されたい。</p>	<p>今回指摘のあった事項について、今後は前年度からの繰越予算については、早い段階での入札を計画し、執行するよう努めます。また、請差分を執行する場合においては、経済性を考慮しできるだけ競争入札により執行するよう努めます。</p>